

## 施設利用上の注意

### 施設利用上の注意事項

地域ケアプラザ(以下「ケアプラザ」といいます。)は、多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

- (1) 利用時間及び開館時間(原則午前9時から午後9時まで。ただし、日祝日は午前9時から午後5時まで)を遵守してください。
- (2) 利用当日は、当日利用の責任者の方が事務室へお声かけいただき、利用を開始してください。
- (3) 利用後は、後片付けと原状復帰を行った上で、利用時間内にケアプラザ職員の確認を受けてください。
- (4) 施設の設備、機器及び備品は大切に利用してください。なお、破損・紛失された場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けください。
- (5) 持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- (6) ケアプラザは、敷地内禁煙です。
- (7) 施設管理上、職員が室内に立ち入ることがあります。
- (8) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。
- (9) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。
- (10) 駐車場はありません。可能な限り、公共交通機関でお越しください。
- (11) 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出することはできません。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

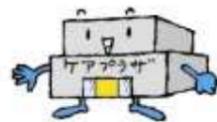
#### 1 営利につながる活動若しくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為(障害者施設等の物販を除く)
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

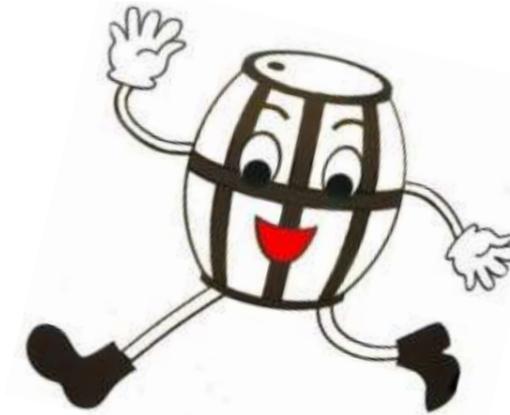
#### 2 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為(飲酒及び喫煙など)
- (2) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (3) 火気等危険物を持ち込み利用すること
- (4) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき

詳しくは、ケアプラザ職員にお問い合わせください。



# 横浜市樽町地域ケアプラザ 貸館のご案内



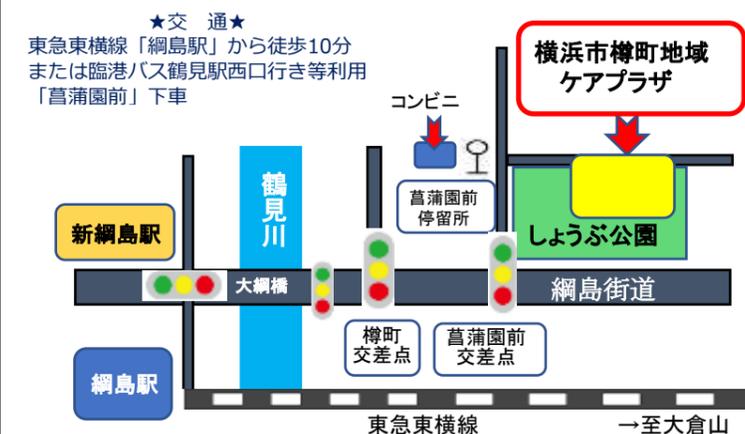
開館時間 : 月曜日～土曜日 午前9時～午後9時  
18時～21時に貸館利用がない場合は18時に閉館  
(予約のある場合は21時に閉館)

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

休館日 : 第4月曜日・年末年始

住所 : 〒222-0001 横浜市港北区樽町1-22-46  
☎ 045-532-2501 FAX 045-533-0025

#### 《横浜市樽町地域ケアプラザ案内図》



## 1. お部屋のご案内

お部屋のご案内	部屋名	利用目的	人数
	多目的ホール	各種会議・研修・講座・リハビリ・健康体操	50名
	調理室	配食・ミニディサービスなど(調理50食程度)	8名
	ボランティアルーム	各種会議・手工芸作業・グループの交流など	12名
	地域ケアルーム	各種会議・手工芸作業・グループの交流など	10名

## 2. ご利用時間帯

利用時間帯区分	A 午前	9:00~12:00
	B 午後1	12:00~15:00
	C 午後2	15:00~18:00
	(日曜・祝日)	(15:00~17:00)
	D 夜間	18:00~21:00
	* 第4月曜日は休館日となります。	

## 3. 予約連絡について

<p>★来館受付: 9時から</p> <p>※重複の際は抽選となります</p>  <p>受付</p>
<p>★電話受付: 9時30分から</p> 

## 4. ご利用にあたってのお願い

- ・ご利用前に事務所にお立ち寄りいただき、使用後に確認するチェックシートをお持ちください。
- ・各時間帯とも終了時間までに清掃、片づけを終わらせ、退室をお願いします。
- ・お子様は保護者の方が責任を持って見守りください。特に階段とエレベーターにお気を付けてください。
- ・お茶の葉・ふきん・洗剤は各自ご持参ください。ゴミは原則お持ち帰りをお願いします。
- ・設備・備品・機器・茶器などは大切に扱ってください。
- ・自転車は所定の場所に止めてください。
- ・車の駐車スペースはありませんので、車での来館はご遠慮ください。



## 5. 登録区分および受付方法

地域ケアプラザは、福祉保健活動に参加する市民の裾野を広げていく場です。ケアプラザにおける福祉保健活動など、施設の設置目的に合致した利用が主となる活動については無料ですが、それ以外の活動で使用する場合には使用料がかかります。

無料団体	団体 I	◇福祉・保健活動団体、ボランティア団体、自治会町内会の活動など	
		予約開始日: 使用月の3カ月前の1日から当該月の末日までの分を受付	
		優先受付会: 毎月1回 午前10時~10時30分の間に電話にて受付	
	団体 II	◇趣味的活動等の利用でなおかつ、ボランティア活動を年間2回以上実施できる団体	
		予約開始日: 使用月の2カ月前の当日分より受付	
団体 IV	◇団体 I と同様の活動を行なう法人(ただしNPOは除く)		
	予約開始日: 使用日の21日前の当日分より受付		
◇団体 I、団体 II、団体 IV の手続き方法			
①登録書: 事前に提出			
②利用申込書: 当日の7日前までに提出 (仮予約後FAXによる受付可)			
有料団体	団体 III	◆マンションの管理組合等の定例会、誕生会等個人的な目的で開催される活動	
		予約開始日: 使用月の1カ月前の当日分より受付	
	団体 V	◆団体 II・団体 III と同様の活動を行なう法人(ただしNPOは除く)	
		予約開始日: 使用日の14日前の当日分より受付	
	◆団体 III、団体 V の手続き方法		
①申込申請手続き: 使用予定から起算して7日前まで来館し申請書を提出 (土・日の利用の際は、利用の前の週の金曜日までに来館して提出)			
②料金の支払い: ご利用日当日に現金でお支払い下さい。(つり銭がないようにお願いします。)			
部屋及び料金	部屋名	通常 1コマ (3時間)	日曜・祝日 「午後2」(2時間)
	多目的ホール	1380円	920円
	調理室	420円	280円
	ボランティアルーム	420円	280円
	地域ケアルーム	420円	280円
*貸出は3時間単位・日曜・祝日の「午後2」は2時間単位			

※夜間貸館利用をご希望の団体様は、利用希望日の前月12日までお申し込み下さい。

※団体の区分により予約回数の制限があります。

ただし、**団体 I**、**団体 II**、**団体 IV**につきましては回数制限無く予約ができる期間があります。

**団体 I**・**団体 II**: 前月の同日+1日の日から回数制限無く予約ができます。

(例) 4月15日に利用したい場合は

前月の同日 3月15日に+1日→3月16日以降予約できます。

**団体 IV**: 予約開始日から回数制限無く予約ができます。